

【陳情】

番号	件名	陳情事項
陳情第1号	<p>安曇野市情報公開条例における定義規定では、用語として「情報公開」が設けられ、「公文書を読覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。」と定義されていますが、この説明では《情報公開》の意味が著しく狭くなってしまい、市職員や市民に対して《情報公開》制度の理解に大きな誤解を与えかねず、また、各条文の表記を精査してみると、誤字・脱字、読点の誤用や、実施機関名の錯誤、略称規定の欠落、非公開情報規定の曖昧さのほか、多くの不明確・不整合・未整理な表現があり、改める必要があると思える記述は70箇所以上になり、これでは一市民として恥ずかしいので、速やかに全条文を見直し、重要な規範である条例の表記として、正確かつ明確で市民にとって分かりやすい書き方に改めること等を求める陳情書</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安曇野市情報公開条例第2条(定義)第2号を削除してください。</li> <li>2. 安曇野市情報公開条例の全条文の表記を速やかに見直し、正確かつ明確で市民にとって分かりやすい書き方に改めてください。</li> <li>3. 安曇野市長は、職員の法務事務能力の向上をはかってください。</li> </ol>
陳情第2号	<p>使いやすい入浴料金割引券の発行について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請制度をなくし、運用基準をゆるめ、連れて行ってくれる運転手も使えるようにして下さい。</li> <li>2. 施設経営者の意見を聞き、利用者増をはかり、街の活性化につながる制度にして下さい。</li> </ol>
陳情第3号	<p>安曇野市個人情報保護条例における用語「個人情報」の定義は、保有主体を問わない通常の個人情報の定義とは異なり、市の保有する個人情報に限定して定義されているため、複数の条文において解釈が成り立たなくなるなど、条例の本来の目的を達することができない条文構成となっており、長野県内市町村の個人情報保護条例にはこのような例はなく、明らかに&lt;立法の過誤&gt;があると認めらるので、速やかに是正することを求めるとともに、同条例の各条文において誤字・脱字をはじめ多数の不適切表記があるので、あわせて修正すること等を求める陳情書</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安曇野市個人情報保護条例第2条第1号の用語の定義内容を改めてください。</li> <li>2. 安曇野市個人情報保護条例の各条文の表記が適切か、点検してください。</li> <li>3. 安曇野市長は、市の条例の各条文誤字・脱字がないか、総点検してください。</li> </ol>